

再チャレンジ 事前課題提出

2019 年度 (R1)・民法基礎 I

【設問 1 無権代理】

1. 代理権の有無の検討

E は 1000 万円の貸金債権を A に請求できるかを検討する。本件では、C が A の代理人として保証契約を締結したが、A は C に対して、E との保証契約を締結する代理権は授与していない。A が C に委任したのは、あくまで委任状等を D に渡すことだけであり、保証契約締結の代理権は与えていない。したがって、C は無権代理人として保証契約を締結したことになる。ここでは表見代理の成立が論点となる。

2. 無権代理の効果

無権代理行為は、本人が追認しない限り、本人に対してその効力を生じない（民法 113 条 1 項）。本件では、A が追認した事実は認められないため、原則として、C が A の代理人として締結した保証契約は、A に対して効力を生じない。

3. 表見代理の成否

民法 109 条（代理権授与の表示による表見代理）の検討

ア. 要件

- 本人が第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示したこと
- 第三者が代理権があると信じたこと **X権限内であること**
- 第三者が善意無過失であること

イ. あてはめ

A は、委任状に自署し実印を押して作成したが、代理人欄と委任事項欄は空欄のままであった。この空欄の委任状を C は勝手に補充している。また、A は E に対して直接、C に代理権を与えた旨を表示していない。委任状は、本来 D に渡されるべきものであり、E に提示されることは予定されていなかった。

したがって、民法 109 条 1 項の本人が「第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示

した」という要件を満たさず、同条による表見代理は成立しない。

4. E の善意無過失の検討

仮に表見代理の成立が認められる余地があるとしても、E の善意無過失が要件となる。

E は、委任状が勝手に補充されたことを知らず（善意）、外形上不自然な点もなかったとされる。しかし、1000 万円という高額の保証契約を締結するにあたり、E は、

- A の仕事、資産状況について確認していない
- C と A との関係について確認していない
- A に直接連絡を取っていない

これらの事情を考慮すると、E に過失があったと評価される可能性がある。

5. 結論

以上より、C の行為について表見代理は成立せず、また、A が追認した事実もないため、保証契約は A に対して効力を生じない。また E の過失も認められるため 109 条 1 項による表見代理は成立せず、したがって、E の A に対する 1000 万円の支払請求は認められない。

2020 年度（R2）・民法基礎 I

【設例 1 177 条の第三者】

1. B が主張できる反論

本件で B は、取得時効（民法 162 条）による所有権取得を主張すると考えられる。これについて検討を行う。

2. B の反論の妥当性

B は 2020 年 7 月 1 日に A から甲土地の引渡しを受けて以降、資材置場として平穩・公然かつ所有の意思で占有を継続している。B には売買契約という正当事由があるうえ、売主 A は真の所有者であるから B には善意・無過失が認められ、民法 162 条 2 項により 10 年間で取得時効が完成する。したがって 2030 年 7 月 1 日をもって B は甲土地の所有権を取得し、その効果は起算点に遡る。よって D の明渡請求に対し、B は登記を備えずとも所有権取得

を主張して拒絶できる。

次に、D が登記を取得した時期が 2030 年 12 月 1 日であったとしても、B の取得時効は既に同年 7 月 1 日に完成しているため、D は無権利者 C から権利を取得し得ず、登記の有無にかかわらず所有権を取得しない。したがって B の反論の可否に実質的な差異は生じず、いずれの場合も B の所有権が認められる。

2024 年度 (R6)・民法基礎Ⅱ

【設例 1 身体的素因による減額】

本件では、身体的素因と過失相殺に基づく C の主張、および D の使用者責任について検討する。

C の主張①身体的素因について

1.判例の枠組み

判例は、被害者が通常と異なる身体的特徴を有していたとしても、それが疾患に当たらない場合は、損害賠償を定めるに当たり斟酌することできないとしている（最判平成 8 年 10 月 29 日民集 50 卷 9 号 2474 頁）。

2.本件への当てはめ

本件で、B の高身長は疾患ではなく単なる身体的特徴である。B の 2m05cm という身長はたしかに極めて高身長ではあるが、社会生活を送る上で特段の支障をもたらすものではなく、単に平均より身長が高いという個性の範囲内である。このような身体的特徴を理由に減額を認めることは、被害者保護の観点から適切ではない。よって C の主張①は認められない。

C の主張②過失相殺について

C は、A も速度超過していたことを理由に、自己の賠償責任の軽減を主張している。

1.法的枠組み

被害者側の過失がある場合は、過失相殺（民法 722 条 2 項）により賠償額が減額される。

2.本件への当てはめ

本件事故の主因は、C が居眠り運転により対向車線にはみ出したことである。一方、A の速度超過は時速約 8 キロと軽微である。

本件では A と B は内縁関係にあり、実質的に夫婦と同視できる場合は一体性がある。そのため運転者 A の過失を同乗者 B に帰属させることで、過失相殺そのものは認められる可能性が高い。よって C の主張②については一部が認められると考えられる。

D の主張③使用者責任の否定について

D は、本件事故当時 C が既に退職しており、車両を無断使用したことを理由に、使用者責任（民法 715 条）を否定している。

1.法的枠組み

使用者責任の成立要件は以下のとおりである：

- ①使用関係の存在
- ②事業の執行につき行われたこと
- ③使用者の免責事由（専任監督上の過失）の不存在

2.本件への当てはめ

①について C は事故の 1 週間前に退職しているため、形式的には使用関係は終了している。②の該当性について判例は外形標準説に立ち、行為の外形から客観的に使用者の事業の執行と見られる場合には、実際には私用であっても「事業の執行」に該当するとされている。本件では、車両（乙）は D の所有であり、車両には D の社名が印刷されており、第三者から見れば、D の業務車両の運行と認識される外観がある。そのため、これらの事情から、外形上は「事業の執行について」に該当すると考えられる。

③の D の管理責任については幾つかの D の落ち度が考えられる。まず退職者である C から鍵を回収していないこと、そして事務所の鍵の管理が不適切であり合鍵作成を防げなかったこと、くわえて車両の鍵の保管が不適切であることである。これらの管理不備により、無断使用を可能にした責任が D にはある。よって D の主張③は認められない。

したがって、C は B に対して全額の損害賠償責任を負い、D も C と連帯して使用者責任があり損害賠償責任を負うと考えられる。

【設例 2 無断増改築特約違反】

B の請求に対して A は、本件建物の増改築は、その土地の通常の利用上相当というべきであり、賃貸人たる B の地位に著しい影響を及ぼさないため、賃貸借契約における信頼関係を破壊するおそれがないと反論すると考えられる。この主張が妥当かについて検討する。

1.判例の考え

判例は増改築が借地人の土地の通常の利用上相当であり、土地賃貸人に著しい影響を及ぼさず、賃貸人に対する信頼関係を破壊する恐れがあると認めるに足りないときは、信義則上、契約を解除できないとしている（最判昭和 41 年 4 月 21 日民集 20 卷 4 号 720 頁）。

2.「増改築」の該当性

本件は基礎・柱等は手つかずのままで床面積も変わらない。従来と同一建物の範囲内で破損箇所を回復させただけであり、特約が想定する「建替え」や「大規模増築」とは質的に異なるものと評価できる。

また、A の病状という特殊事情も含めて総合的に考慮すると、信頼関係破壊に至らないと判断できる。

3. 権利濫用について

A の余命や看病の必要性などの事情を考慮すると、B の解除請求が権利濫用と認定される可能性もある。

4.結論

A の反論のうち、特に信頼関係破壊の理論に基づく反論は妥当性が高いと考えられる。本件の具体的事情（建物価値の向上、構造変更なし、A の病状等）を総合的に考慮すると、無断増改築があっても信頼関係を破壊するに至らない特段の事情があると認められる可能性が高い。